

令和8年度北区民まつり マーケット部門出店団体募集要項



北区の花 菜の花

- 【主 催】 北区民まつり実行委員会・さいたま市北区
【期 日】 令和8年11月1日(日) 9時30分～15時00分 (小雨決行・順延なし)
【会 場】 市民の森・見沼グリーンセンター(さいたま市北区見沼2-94)
【目 的】 北区における郷土意識の醸成及び地域の連帯をより一層深めることを目的に開催します。

1 募集内容

募集数: 40団体程度(模擬店による販売・啓発展示)

販売団体: 最大4ブースまで ・ 啓発展示団体: 最大2ブースまで

※1 ブース: テント1張の半分(間口2.7m×奥行3.6m)

※申込状況や会場規模により、希望に沿えない場合もありますので御了承ください。

2 応募条件

- (1) 本事業の目的に賛同する者。
- (2) 北区在住・在勤・在学の個人を含む団体で、北区内で継続的に公益性の高い活動(福祉団体・PTA・学童保育等)や地域に密着した活動(自治会・商店街連合会等)を行っていること。
※多くの地域の皆様に御参加いただきたく、個人(企業)単位での応募は御遠慮ください。
- (3) 販売時間(9時30分から15時00分)の間、継続して販売が行えること。
※途中退出不可 ※開催時間中、場内への車両進入禁止(台車等による搬入は可)
- (4) 10月1日(木) 18時30分 からの「出店団体代表者会議」に必ず出席できること。(代理出席可)
- (5) 衛生管理のため、手洗い設備を必ず準備できること。
※食品を調理して販売する団体のみ
※設置にあたっては各自で準備するか、実行委員会からの貸し出しを受けること。
(ポリタンクやバケツ等を用いた簡易的なものでも可) ※3ページ記載のイメージ図参照
- (6) 保健所および実行委員会からの衛生管理等に関する指導・助言に従い、適切に対応できること。
※包装済み食品を含む全ての食品を販売する団体が対象 ※3ページ記載の注意事項参照
- (7) ごみの減量化のため会場内に設置する『エコ(ごみ)ステーション』の運営に協力できること。

3 出店料／レンタル料

- ・販売団体: 出店料1ブース当たり 4,000円／机・イスのレンタル料 無料
 - ・啓発展示団体: 出店料 無料／机10台以上またはイス20脚以上を使用する場合はレンタル料 2,000円
 - ・簡易手洗い設備一式(ポリタンク、バケツ、台座、石鹸): レンタル料 5,000円
- ※ 10月1日(木)の出店団体代表者会議までにお支払いください。

4 応募方法

応募締め切り: 8月12日(水)【必着】

申込書に必要事項を記入の上、北区民まつり実行委員会事務局あて、御応募ください(郵送、FAX、メール可)。
申込書は北区役所ホームページからダウンロードすることもできます。

「令和8年度北区民まつりの出店団体・出演者を募集します!」のページにアクセスしてください。

5 選考方法

(1) 9月7日(月)開催予定の「北区民まつり第2回実行委員会」において、出店団体を決定します。

※申込者多数の場合は、実行委員会にて申込内容等を考慮し、選考を行う場合があります。

(2) 選考結果は9月中旬ごろに申込者全員へ通知します。

※メールでの通知を希望される場合は申込書下部に記載の方法よりお申し出ください(PCメール等に限る)。

6 その他

選考結果通知送付の際、出店決定団体には以下(1)～(5)の項目について調査を行います。

(1) 当日の出店従事者 ※保険加入の際に必要となります。

(2) 当日使用する電気器具の種類・数量・ワット数及び火気器具使用の有無等

(3) 食材等の購入先(食材名、購入店舗名・住所・電話番号)

(4) 臨時出店届(保健所への提出資料) ※食品を提供する団体のみ

届出内容についてご不明な点は事前に保健所に御相談ください。

さいたま市保健所食品衛生課 TEL:048-840-2226

(5) 開催中止の場合の食材購入費等経費の補填金額

【興行中止保険】

雨天等により、北区民まつりが全く開会できずに中止になった場合、経費の一部を補填
します。保険の対象は保存の利かない食材の購入費とし、保存が可能な食材や、他のイベン
トも含めて持ち越せるようなものは対象になりません。

(保険会社の審査があります。なお、申請額の全額を補償するものではありません。)

【マーケット部門申込み・問合せ】

北区民まつり実行委員会事務局(北区役所コミュニティ課)

〒331-8586 さいたま市北区宮原町1-852-1

TEL:048-669-6021 FAX:048-669-6161

Eメール:kitaku-community@city.saitama.lg.jp

申込書等は、北区役所ホームページ「令和8年度北区民まつりの出店団体・出演者を募集
します!」からダウンロードすることもできます。

食品を販売する団体の注意事項

令和7年7月の「行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領」の改正に伴い、保健所において食中毒等の防止のための取扱いが示されています。
北区民まつりにおいてもこれを踏まえ、安全な食品提供が行えるよう、下記内容に沿って適切に対応してください。

(1) 必要な設備及び衛生管理について

- ・出店者ごとに使いやすい場所に手洗い設備、石鹸、消毒液等を用意すること
- ・水は水道水または飲用適の水を使用すること
- ・廃棄物、排水は適切に処理すること
- ・食品、器具、容器包装は衛生的に取り扱うこと
- ・食品の保管は、食品に適した状態・方法で行うこと
(冷蔵品は温度計による温度管理したクーラーボックスで保管する等)



▲簡易手洗い設備の例

(2) 提供食品について

- ・生ものは提供しないこと(提供食品は下記の表を参照)
- ・提供する食品は提供直前に加熱工程を有するものであること
- ・出店場所で原材料の下処理、仕込み等を行わないこと
- ・前日調理を行わないこと
- ・仕入れ品を販売する際は、許可又は届出をした施設で製造された包装済み食品を仕入れ、食品表示を確認し、賞味期限、保存方法等を守って提供すること
- ・1つの出店者で提供する食品は、原則として下記表の1品目を推奨しています。

※下記の食品以外を提供したい場合や複数品目提供したい場合は、調理工程をよくご検討したうえご相談ください。

分類	食品の名称 (例)
煮物類	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼物類	肉類の焼き物、魚介類の焼き物、焼き餅、野菜類の焼き物、焼き餃子、フランクフルト、ピザ、カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅、今川焼、ホットク、ローストナッツ
揚げ物類	フライドポテト、コロケ、揚げ餃子、揚げもんじゃ、フライ、ゼリーフライ、唐揚げ、みそポテト、天ぷら、揚げドーナツ、揚げまんじゅう、カレーパン、チュロス、揚げパン、ドッグ
蒸し物 ゆで物類	野菜類の蒸し物、野菜類のゆで物、みそ田楽、蒸し餃子、水餃子、蒸しまんじゅう、蒸ししゅうまい
たこ焼き お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼き、もんじゃ焼き、チヂミ
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん、焼きそば、焼きうどん
あめ類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼き
ポン菓子	ポン菓子
ポップコーン	ポップコーン
かき氷	かき氷
果実チョコ	果実チョコ

ここから
選べば安心だね！

